

法人税の現状と課題



岡山大学社会文化科学研究科 准教授 小塚 真啓

はしがき 本稿は、平成30年7月17日開催の税制基本問題研究会における、岡山大学社会文化科学研究科 准教授 小塚真啓氏の「法人税の現状と課題」と題する講演内容をとりまとめたものである。

はじめに

ご紹介を賜りました小塚です。いつもお世話になっております。今回の報告では、日本の法人税について、ここ最近考えている研究課題をお話しさせていただこうと思っております。十分に整理された内容には現時点では至っていないのですが、今後いろいろと展開できそうなトピックではあるはずですので、ご容赦頂ければ幸いです。それでは、よろしく願いいたします。

ところで、今回の報告のタイトルは既にご紹介いただいたように「法人税の現状と課題」となっておりまして、これがこのシリーズの主たるテーマである所得税改革とどのように関係するのか、と疑問に思われるかもしれません。後でお話しさせていただきましても、私は、法人税の役割を少し減らし、その代わりに所得税が役割を果たすところを増やしていくべきではないかと考えております。そのように考える根拠というか、そのような考えに説得力を持たせるために、法人税の現状を確認し、課題を明

らかにしたいという趣旨からつけさせていただいたのが今回のテーマ名になります。というわけで、なんとか所得税改革という枠組みに入っているのではないかと考えまして、この場でお話しさせていただこうと思った次第です。所得税の改革を直接に論じるわけではないのですが、将来の所得税の改革につながりうるテーマではあると考えております。

1. 日本の法人税の概観

それでは具体的な中身に入っていきたいと思っております。まず、1枚目のスライドをご覧ください。このスライドで示しているグラフは、いずれも、法人数や所得金額、欠損金額の全体像を示せないかと思い、国税庁が毎年度公開している会社標本調査のデータを用いて作成してみたものです。私は、こういうデータを扱うのが必ずしも得意ではないということもありまして、いろいろと間違いがあるかもしれず、びくびくしながらお話しすることになってしまいますが、制度の現状を踏まえた形で現状の問題点を抽出していきたいということで、このようなやや無謀な試みをやってみたという次第です。

このグラフは、要するに、利益・欠損のいずれであるか、また、どの資本金の階級に属しているのかという点に着目して法人税の申告を行っている法人の内訳を示した上で、それぞれがどれくらいの所得金額や欠損金額をあげている

のかを示したものです。よく似たグラフは、数年前に税制調査会が法人税率の引下げなどを検討した際の資料にも出ています。ただ、そのグラフにおいては法人数、利益計上法人数、法人税額のそれぞれについて資本金の階級で区分した場合の内訳を示したものになっており、その点で私のグラフとは異なります¹。法人税額の内訳や所得金額の内訳との対比に利益計上法人数の内訳をつかってしまいますと、所得金額を計上し、法人税を納めている利益計上法人の数が多めに見えるようになってしまいますので、私のグラフでは、まず、利益計上法人と欠損法人とに区分した上で、それぞれについて資本金の階級ごとの内訳を示すようにしました。

誰でも簡単にアクセスできる公開データを用いて、誰でも思いつきそうな切り口で作成したものですので、よく知られた当たり前の事実が出てきているだけではあるのですが、そうはいつでもこのように視覚化してみると、ごく一部の法人のみから法人税の税収の大半が生じていることに改めて驚かされます。具体的にいいますと、上段の棒グラフの一番下が法人税収の内訳となっており、その50パーセント強は資本金10億円超の階級²の利益計上法人によって占められています。そのような法人の数は全体のごくごくわずかに過ぎません。また、資本金10億円超の階級を除いたとしても、残りの法人税収の3分の2超(法人税収全体でいえば、30パーセント超)は、その数が全体の10パーセントにも届かない資本金が1000万円を超える利益計上法人(資本金階級でいえば、5000万円以下より上の階級に属する利益計上法人)によって占められています。したがって、全体の10パーセントにも満たない法人(資本金が1000万円超の利

益計上法人)によって法人税収の85パーセントぐらいが占められているといえるわけです。

他方、資本金1000万円以下の法人は、所得金額や法人税収の内訳でみるとマイナーとなっていますけれども、利益計上法人の数に占める割合は比較的大きい。このことから、法人税の課税対象となっている法人の典型は資本金1000万円以下の法人であるといえるように思われますが、そのような傾向は、下段のグラフで示した欠損法人や欠損金額の内訳もみてみると、よりはっきりします。グラフを作成した際の都合上、利益計上法人と欠損法人の順番が入れ替わってしまっていますが、資本金1000万円以下の法人は、欠損法人数の内訳において、より大きな割合を占めており、しかも、欠損金額の内訳においては、所得金額の内訳や法人税収の内訳とは異なり、資本金1000万円以下の法人の割合も十分に大きくなっています。もっとも、欠損金額においても、全体の数からすればごく少数の、資本金が1000万円を超える欠損法人によって、その50パーセント超が占められてはいますが、特に、資本金10億円超の法人による割合が所得金額の場合や法人税収の場合と比べると小さいため、法人数の比較では資本金1000万円以下の法人による割合が、一番大きくなっているということです。また、欠損法人それ自体が全法人の60パーセント超に達していることもあり、欠損法人であり、かつ、法人数の比較では資本金1000万円以下でもあるという法人の数は全法人数の50パーセントを優に超えています。したがって、資本金が1000万円以下ということだけでなく、それに加えて欠損法人でもあるということこそが、典型的な法人の属性なのであって、欠損金はそのような典型的な法人によって計上

¹ 税制調査会「(法人課税 DG5) 法人成り問題を含めた中小法人課税 [法 DG5-1]」(2014年5月9日) 1頁。

² 会社標本調査のデータを整理する際に用いた資本金階級の階級幅は、下から「資本金1000万円以下」、「資本金1000万円超5000万円以下」、「資本金5000万円超1億円以下」、「資本金1億円超10億円以下」、「資本金10億円超」、の5つである。ただし、表記においては原則として階級幅の始まりを省略した。

されたものだといえるのではないのでしょうか。

欠損法人の数が非常に多いことは、この研究会でも八塩先生が既にご報告されたことではあります。その際に八塩先生は、法人成りしたオーナーが所得を法人に残さずに給与として受け取ってしまうことを原因として指摘した上で、そのような操作の存在を実際のデータからある程度は確認できたと報告されています³。このような操作は、法人成りの部分も含めて考えれば、所得種類を事業所得から給与所得に転換することに他なりませんし、そのような操作の舞台となっている法人の大半は資本金1000万円以下の階級に属していると考えられますので、法人税は、国が税収を獲得するための手段として機能する場合よりも、一部の納税者が所得種類を転換するための手段として機能する場合の方が、適用の数としてはむしろ多いというべきなのかもしれません。

もちろん、既に確認したように、資本金1000万円以下の階級の法人のほとんど全てが欠損法人ということでは決してなく、ある程度の法人税収はこの階級の法人で占められていますけれども、資本金が1000万円以下と1000万円超でわけて、利益計上法人の数と欠損法人の数を比べてみると、資本金が1000万円超であればほとんど同数になっているのに対し、資本金が1000万円以下の法人では欠損法人の方が利益計上法人の2倍近く存在している。このような点に着目していくと、資本金が1000万円以下の階級の法人は法人税収にある程度は寄与しているものの、それはやはりマイナーな一側面に過ぎないといわざるをえないように思われます。後で改めて簡単にみることにしますが、資本金1000万円以

下の階級で欠損法人の割合が非常に多いということは長く続いてきたことでもありますので、日本の法人税は、少なくとも税収獲得の手段として評価した場合には、あまり効率の良いシステムではないということになるのではないのでしょうか。

また、2枚目のスライドでは、資本金の階級ごとに、所得金額の階級⁴で区分した内訳を法人数と所得金額（の合計）について示した棒グラフを描画してみました。法人税収（を生み出す所得金額）の大半がごく一部の法人によって生み出されていることがよりはっきりと示されているように思われます。すなわち、一番上の2本の棒グラフが資本金1000万円以下の階級に属する法人についてのデータであり、これを見ると、欠損法人の割合が他の資本金階級と比べて際立って高いことが確認できますが、それと同時に、この資本金階級の中においてさえ、10パーセントにも満たない数の法人によって、この階級に属する法人が計上している所得金額の80パーセント近くが計上されていることがわかります。1枚目のスライドの上段のグラフをみると、所得金額の15パーセントぐらゐは資本金1000万円以下の利益計上法人によって占められるようですが、そのような法人は均一に法人所得を計上しているわけではなく、その中のごく一部の法人が大半の法人所得を計上しているというわけです。

もっとも、低い所得金額階級に属する法人が計上した所得金額の全体に占める割合が小さいのは当然のことであり、また、そのような法人の所得金額の平均も220万円ぐらゐには達していますので、零細ながらもそれ相応に法人税を

³ 八塩裕之「日本の中小企業所得課税・オーナーによるインカム・シフティングの実態」租税研究823号5頁（2018年）。

⁴ 所得金額階級の階級幅は、下から「所得金額1000万円以下」、「所得金額1000万円超5000万円以下」、「所得金額5000万円超1億円以下」、「所得金額1億円超10億円以下」、「所得金額10億円超」、の5つである。ただし、表記の際には原則として階級幅の始まりを省略している。

納付している資本金1000万円以下の法人もそれなりの規模で存在しているとも考えられます。しかし、他方において、法人成りしたオーナーの手によって、欠損にまでは至っていないものの、所得金額がゼロ近傍まで減少している法人もこの中に多数含まれていると考えられます。会社標本調査の元のデータを確認してみますと、資本金階級が1000万円以下では所得金額階級が100万円以下の法人の割合が高くなっています⁵、八塩先生のご報告でも、税引前利益の額をゼロ近傍にしている法人が多数存在することは明らかにされているところです⁶。もちろん、零細であったり、業績が悪化してしまったり、といった事情からごく僅かな所得金額しか計上できていない法人も多いのだらうとは思いますが、全体で見れば、やはり所得種類の転換の手段として法人税が使われていることに起因するところが大きいとするのが合理的な推測なのではないでしょうか

次に、やや目先を変えて、欠損金の繰越控除がどのように推移してきたのかを確認したいと思います（3・4枚目のスライド）。いずれのスライドでも、ある年度（に属する事業年度）において控除された繰越欠損金の金額と、控除されずに翌期以降に繰り越された金額をグラフで示していますが、3枚目では欠損法人のデータを用いて、4枚目では利益計上法人のデータを用いてそれぞれ描画しています。なお、元にしたデータは同じく会社標本調査です。

これらを見ると、平成24年度に急激な変化が生じていることがわかります。具体的には、スライド3枚目の上段のグラフにおいて、欠損法人が控除した繰越欠損金の額が平成23年度から平成24年度にかけて急減した一方、4枚目のス

ライドの下段のグラフにおいては、利益計上法人が繰り越した欠損金の額が同じ期間にわたって急増していますが、このような変化は景気動向などによって自然に生じたものではなく、5枚目のスライドで整理したように、この時期に実施された法人税の改正に影響されたものとみてほぼ間違いのないように思われます。まず、3枚目のスライドの上段グラフにおける急減は資本金1億円超の（欠損）法人について生じ、また、4枚目のスライドの下段グラフにおける急増も資本金1億円超の（利益計上）法人について生じていますが、資本金1億円以下の法人についてはどちらのグラフでも急減・急増は起きていないようにみえますので、このような相違からは、平成24年度を境に、資本金が1億円超と1億円以下のいずれであるかによって、欠損金の取扱いが変わるようになったとの推測が成り立ちます。実際、平成24年度から、資本金の額が1億円を超えている場合にのみ適用される制限として、前事業年度から繰り越してきた欠損金のうち控除が認められる金額の上限を（欠損金の繰越控除を行う前の）その事業年度の所得の金額の8割にするというものが導入されています（法人税法57条1項）。さらに、このような変化は、繰越欠損金額の控除は所得金額の8割までという制限に起因して生じるはずの変化とびたりと符合したのもでもあります。すなわち、繰越欠損金額の控除は（資本金の額が1億円超の場合には）その事業年度の所得金額の8割までしか認められませんので、控除に起因して所得金額がゼロになってしまうことはもはやなく、利益計上法人に分類されたままとなるはずですし、繰越欠損金額の控除は所得金額から行われるため、その値が最初からゼロであり

⁵ 平成28年度の会社標本調査のデータをみてみると、資本金階級1000万円以下の階級に属する法人（欠損法人含む）に占める、所得金額階級100万円以下の階級に属する法人の割合は10.79パーセントであり、欠損法人の割合（65.75パーセント）に次いで高い数値となっている。

⁶ 八塩・前掲注(3)22-24頁。

(さらにはその事業年度においても欠損金額が存在し)欠損法人に分類されているとすると、その事業年度において控除された繰越欠損金の額が存在するはずはないので、平成24年度において、資本金が1億円超の場合に限り、欠損法人による控除額がゼロ近くにまで急減し(3枚目のスライドの上段グラフ)、その反面、利益計上法人による繰越額がゼロから約6兆円まで急増したのは、まさに上述の制限に由来して生じたと考えられるのです。

5枚目のスライドでは、ここまでのトピックについて簡単にまとめてみましたが、欠損法人の大部分が資本金1000万円以下の法人から構成されていることには十分な注意が払われるべきであると考えます。資本金1000万円以下の法人は、そもそも全法人数に占める割合が非常に大きいので、欠損法人であり、かつ、資本金1000万円以下でもある法人の数の多さは、元々の数の多さに由来するところも大きいとは思いますが、それだけでないこともまた事実です。すなわち、資本金1000万円以下の階級では、他の資本金階級と比較して、その階級の中で欠損法人が占める割合が随分と高いというべきで、たとえば、資本金5000万円以下の階級では、利益計上法人と欠損法人の比率が概ね1対1であるのに対し、資本金1000万円以下の階級では欠損法人の数が利益計上法人の約2倍になっています(2枚目のスライドのグラフ)。この資本金1000万円以下の階級においてのみ、多数派が欠損法人であるのですが、この階級が全法人の中で圧倒的なマジョリティーであるため、全体でも欠損法人がマジョリティーということになっているのです。

その一方、欠損法人が生み出した欠損金の控除は、ここ最近、制度上縮小されてきたところです。平成24年度から適用されている制限については既に触れましたが、平成26年度の改正でも制限がさらに強化され、平成27年度からは所得金額の65パーセント、さらに平成29年度からは所得金額の50パーセントまでしか、繰越欠損

金の額を控除することができないようになっていきます。また、平成27年度から適用のある改正については、平成28年度までのデータを用いていますので、3・4枚目のスライドのグラフに影響が出てきてもよさそうなのですが、それをはっきりと確認することはできませんでした。もちろん、欠損法人による控除は平成24年度の段階で既に封じられていますので、影響があるのは利益計上法人の下での控除額や繰越額だけであるはずなのですが、これらについても一目で改正の影響とわかるものは見当たらないように思われます。すなわち、控除額の限度が80パーセントから65パーセントへと低下しており、このことは、その事業年度に控除できる額の減少と翌事業年度以降に繰り越さなければいけない額の増加を意味するはずですから、平成26年度から同27年度にかけて、4枚目のスライドの上段グラフでは減少し、下段グラフでは逆に増加することになるはずと考えられます。

しかし、上段グラフでは確かに減少が見てとれるものの、下段グラフにおいても予想とは反対に減少してしまっています。また、上段グラフにおいても、平成26年度から同27年度にかけての減少は、そのような改正と関係がないはずの平成25年度から同26年度にかけても生じており、平成26年度から同27年度にかけての変化は、その延長に過ぎないとも考えられるところです。なぜこのような結果になるのかは不明ですが、もしかすると、繰越しの対象となる欠損金自体が減少しつつあるのかもしれない。

3・4枚目のスライドのグラフは、元データにおいて資本金階級の区切りが平成20年度の前後で変わってしまっていたため、平成20年度からのスタートとしています。その結果、より長期のトレンドがわからなくなってしまっていることは否めないところです。もっとも、近年一番大きな不況であったリーマン・ショックに起因して欠損金が大幅に増えたことはほぼ間違いなく、その一方で、平成27年度というと、リーマン・ショックの頃に生じた欠損の多くが次第

に期限切れになっていく時期でもあると思われるので、控除制限に引っかかって控除できず、しかも期限切れになってしまったために繰り越すこともできないという繰越欠損金が多くあったということかもしれません。そして、そのような仮説が仮に正しいとすれば、このような欠損金の制限は、不適当な欠損金の控除を抑えるというよりも、本来は控除されるべき欠損金を結果的に控除させないようにしてしまっているというべきであるように思われます。

これに対し、資本金が1億円以下の法人については、繰越欠損金の控除に制限がかからないままとなっていますが、既にみたように、特に資本金が1000万円以下の階級の法人については、不自然に作り出された欠損金も多いと想像されるので、制度として非常にアンバランスになってしまっているのではないとも考えられるところです。すなわち、資本金1億円超の場合においては、きちんと認められるべき真つ当な繰越欠損金の控除に過度な制限を課して控除できるはずのものを控除できないようにすることで無理やり税収を生み出す一方で、資本金1億円以下の場合においては、不自然に創出された感もかなり強い欠損金でもそのまま控除できる仕組みになっているわけですが、それはバランスのとり方として不自然で、不適切であるようにも思われるわけです。そもそも欠損金の繰越控除は、所得が各事業年度にバランスよく生じるわけでは必ずしもなく、損がある一時期にまとまって生じてしまいうることに対処するために設けられている措置であるはずですが、それに不当な制限をかけて無理やり法人所得をつくり出している。法人税収の大半は資本金の額が大きい一部の法人によって生じていることも踏まえると、このような欠損金に関する措置というのは法人税収の上げ方としてあまりよろしくないのではないのでしょうか。とはいえ、現状では、これは証拠による裏付けができていない、直感に基づく仮説にすぎませんから、これは今後の課題ということにして、元のトピック

に戻ることにはしたいと思います。

2. 日本の法人税の問題点

6枚目のスライドでは、本報告において考える日本の問題点を改めて整理しています。それを具体的にいえば、1枚目のスライドで挙げた、全法人の概ね10パーセントが所得金額全体の80パーセントぐらいを稼得しているという点です。残りの約20パーセントについては、資本金1000万円以下の階級の法人によって稼得されていますが、2枚目のスライドで確認したように、残りの約80パーセント（全体でいえば、16パーセント程度）は、同階級に属する法人の10パーセントによって稼得されており、それ以外の同階級の利益獲得法人が占める割合は大きくありません。その一方、この階級の欠損法人の割合は非常に高く、利益計上法人との比較で約2倍の数で、欠損金額の全体でみてもその構成比は約42パーセントに達しています。その結果、大多数の法人による法人税の申告は、所得やそれに起因する納税額を申告するものではなく、計算の結果出てきた欠損金を示し、かつ、それを単に翌事業年度に繰り越すというだけのものになっているのではないかと、このように考えるわけです。大多数というと流石に言い過ぎかもしれませんが、少なくとも数というような言い方が適切であるかもしれませんが、いずれにせよ、現時点だけでなく将来においても法人税収を生じさせなさそうな法人も法人税の課税対象とし、申告をさせるような傾向にあることは間違いないように思われるところです。

では、そのようになってしまっている原因は一体何だろうかと考えますと、所得種類の転換を目的とした法人成りが非常に多いことの影響があるのかもしれないということになります。八塩先生のご報告に倣って、所有と経営が分離していない中小企業については、法人が稼得した利益の額に、法人がその役員に支払った給与等の額も加算して把握した数値がその企業が稼

得した所得、企業所得の値であると定義しますと⁷、この企業所得を何とかして給与として受け取りたいがために、法人税という仕組みが利用されており、その結果として、およそ法人税収を生み出しそうもない法人が数多く、法人税の課税対象に含まれてしまっているのではないかとことです。役員の給与の形をとる企業所得は、役員給与も労務費の一種として課税所得の算定上、費用として控除されるのが原則であるため、法人税が課されることはなく、役員個人の段階ではそれは給与所得になる。もちろん、企業所得というものは、役員給与の形をとるべきものと、法人利益の形をとるべきものとが税負担の多寡と無関係に自然に観念できるものなのかもしれませんが、かつ、そのようなあるべき区別に従って役員給与や法人利益の額が実際に決まっているのだとすれば、法人利益から役員給与への転換、あるいはそれとは反対に、そのような自明な区別役員給与から法人利益への転換が起きていると観念することはできないでしょう。しかし、そのような区別が本当に存在するのかは甚だ疑問ですし、仮に存在するとしても、そのようなあるべき区別を行うことが容易にできないか、あるいは、税制上強制する措置が存在していないことを奇貨として法人成りが相当数行われているであろうことは、その手の情報がWebページを検索すると山ほどでてくることからしても、ほぼ間違いがないのだらうと思われるわけです。

なお、このような法人成りによる操作は、よく知られているように、所得種類を恣意的に転換しているということだけでなく、経費の二重控除としても問題視されてきたところ⁸です。すなわち、転換先の給与所得には給与所得控除があり、これは概算の経費控除の趣旨を含むも

のとされていますが、役員給与等は実額での経費控除を終えた後の企業所得から生じているものですので、給与所得控除による概算経費控除の範囲において、同じ費用が二重に控除されてしまっているといえます。また、給与所得控除には、給与所得という種類に固有の事情に起因して他と比べて担税力が低いことに配慮する趣旨もあるといわれていますが、企業所得のうち、少なくとも法人利益とされるべき部分にその趣旨が当てはまることはないと思われますから、その意味でも控除を追加的に、必ずしも適当でない形で取りに行くものだということができるでしょう。

そして、現在の日本の法人税は、このような操作の歯止めが実質的に存在していないために、資本金が1000万円以下の非常に数多くの法人については、法人税の税収に大きな寄与はみられず、逆に欠損金だけを延々と生み出しているだけのものすら数多く見受けられるという状況に陥っているのだと考えられるのです。もちろん、このような状況に対しては、全く何らの対処もなされてこなかったというわけではなく、10年以上前のこととなりますが、会社法の制定に対応するべく法人税法が改正されたときに、役員給与税制も大きく改正され、その際に1のグループに属する株主が株式のほとんど全てを所有しているような同族会社がそのような株主たる役員に支払う給与については、その役員の下で控除されるはずの給与所得控除に相当する額だけ、損金に算入できないものとする措置が導入されています(旧法人税法35条)。これにより、経費の二重控除などを目的とした法人成り(や企業所得の配分の恣意的な操作)はできなくなっていたのですが、いろいろと反対が強くと、平成22年度の税制改正で廃止されてしまい、現

⁷ 八塩・前掲注(3)12頁。

⁸ たとえば、税制調査会・前掲注(1)20-21参照。

在では削除されてしまっています。その結果、法人税が個人所得税の攪乱要素として機能する余地が再び非常に大きくなってしまったと考えられるわけです。

3. 欠損法人割合の推移

7枚目のスライドからは再びデータに戻ります。ここからの3枚は、欠損法人の割合がどのように推移してきたのかを示しています。データの出処は同じく会社標本調査で、横軸の単位は和暦、縦軸の単位は全法人数に占める当該資本金階級の欠損法人や利益計上法人の数の割合です。カラーでないと区別がつきにくいかもしれませんが、いずれのグラフでも欠損法人数の（全法人数に占める）割合が最初の年度（平成20年度）では高くなっています。また、7枚目のスライドは、全法人を資本金1億円以下と資本金1億円超とで区別して、前者のデータを上段のグラフに、後者のデータを下段のグラフに描画したもの、8枚目のスライドは、資本金1000万円以下の階級に属する法人のデータを上段のグラフに、資本金（1000万円超）5000万円以下の階級に属するデータを下段のグラフに描画したもの、さらに、9枚目のスライドは、資本金1000万円以下の階級に属する法人を、資本金200万円以下の法人とそれ以外の法人の2つに分割した上で、前者のデータを上段のグラフに、後者のデータを下段のグラフに描画したものとなっています。

これらのうち最もわかりやすい変化をしているのは、やはり7枚目のスライドの下段のグラフでしょう。このグラフでは、当初は利益計上法人の割合と欠損法人の割合とが拮抗した状態にあったわけですが、平成24年度から欠損法人の割合が大きく下がり、それと対称的に利益計上法人の割合が大きく伸びており、ワニの口が開くかのような形になっています。

このような推移が平成24年度から適用されるようになった欠損金控除の制限に由来するもの

であることはほとんど確実であるわけですが、この改正が適用され始める前の平成23年度の時点で既に利益計上法人の割合は欠損法人の割合を上回る状態になっていましたし、それ前においては確かに欠損法人の割合が利益計上法人の割合を上回ってはいたものの、リーマン・ショックなどの直後の時期で景気が相当に悪かったはずで、そのような時期であれば欠損法人が増えるのはごく自然なことであるように思われます。しかも、そのような時期においてさえ、欠損法人の割合が利益計上法人の割合を大きく引き離すということもなかったわけです。それにもかかわらず、欠損法人を所得課税の原則に反するような形で利益計上法人に転換させ、ここまで大きく口を開けさせたのはやはり不自然で適当ではなかったのでは、とは感じるところです。もっとも、繰り返しになりますが、この点の当否を論じるには材料が足りませんので、この報告では深入りは避けたいと思います。

これに対し、7枚目のスライドの上段グラフでは、下段グラフのような劇的な変化は見られませんが、次第に欠損法人の割合が減少し、それに対応するような形で利益計上法人の割合が増加しているようにみえます。このような傾向は、資本金が1億円以下の法人を細分化していても概ね同様にみられるわけですが（8枚目のスライドの上段・下段グラフおよび9枚目のスライドの下段グラフ参照）、それらとは異なる傾向が表れているのが資本金200万円以下の法人のグループにおける推移です（9枚目のスライドの上段グラフ参照）。ここでは、法人全体に占める割合という点ではそれほど大きいものではないものの、利益計上法人の割合だけでなく欠損法人の割合も概ね同じペースで増え続けているようにみえます。このような傾向が出てくるのがなぜかということについても、詳しく分析するための材料が現時点では揃っていないではありますが、もしかすると、最近では会社を設立する際には最低資本金の規制がありませんので、新規に起業したものは概ねこの

カテゴリに属することとなる。そして、そのような新規に起業した会社のうち利益を上げるものと、欠損となるものとの比率はどの年度でもあまり変わらないので、結局のところ、同じようなペースで利益計上法人の割合と欠損法人の割合とが増加しているということになっているのかもしれない。仮に、このような仮説が正しいとすると、資本金が1000万円以下の法人への法人税の課税は、どちらかという所得種類の転換を容認するように作用しているという評価は必ずしも妥当しない部分もあるということになるようにも思いますけれども、そもそもこのカテゴリの法人が全体に占める割合はさほど大きくありませんので、資本金が1000万円以下の法人の一般的な傾向を語る際には、資本金が200万円以下の法人を除いた資本金200万円超1000万円以下の法人における傾向（9枚目のスライドの下段グラフ参照）を参照する方がより適切であるというべきでしょう。もちろん、この資本金200万円超1000万円以下というカテゴリにおいても、欠損法人の割合は減少傾向にあるわけですが、最新の平成28年度のデータでも依然として全法人の50パーセント近くを占めており、その階級だけでいえば欠損法人の割合は66パーセント超に達するのですから、所得種類の転換のみをもつばら目的として存在している法人が数多く存在しているのではないかと考えるべきなのかなと思っております。

4. 役員給与等の推移

これまででは、とある資本金階級において欠損法人がどれぐらいの規模であるのか、あるいは、その階級によって所得金額や欠損金額をどれぐらい生じさせているのかといった、特定の資本金階級の全体の傾向に主に着目してきました。もっとも、このような観点からいえるのは、ある資本金階級において欠損法人が不自然に多いであるとか、所得金額に比して欠損金額が不自然に多く生じている、といった傾向が存在して

いるということだけで、そのような傾向がなぜ生じているのかという原因については、所得種類の転換が多く試みられているのではないかと推測を示すのがせいぜいであったということが出来ます。しかし、それではあまり面白くないということで、原因に迫るために使えるデータが何かないだろうかと、素人ながらに一生懸命考えてやってみたのが10枚目から15枚目のスライドで示している分析です。ここで使っているデータは、会社標本調査のものではなく、法人企業統計のものでして、売上高や売上総利益、営業利益といった損益項目の数値、および役員給与や税引前純利益、配当額といった数値について1社あたりの平均値を算出し、平成元年（1989年）度における平均値を分母、平成元年度から平成28年度までの各年度の平均値を分子にとってパーセンテージで推移を描画したスライド10枚目のグラフを挙げてみえています。もっとも、売上高などの値をすべて描画したら、ほとんどの項目がくっついてしまい推移がみえなくなってしまいましたので、分析の対象としてみたいもののみを描画するようにしてみたのが11・12枚目のスライドです。なお、資本金階級の幅ですが、法人企業統計では区切りとして「以下」でなく「未満」が使われていますから、ここでは階級幅は1000万円未満などとなっています。

これらの数値はいずれもとある資本金階級に属する法人の平均の値で算出していますので、本当の一つ一つの企業の動向を示すものではありません。とはいうものの、その資本金階級に属する法人の何となくの傾向は示されるのではないかと思います。そして、やってみたということになります。そして、たとえば、11枚目のスライドの左上のグラフ（資本金1000万円未満の階級に属する法人の平均値について描写したもの）をみえますと、売上高と売上総利益、および、営業利益と税引前純利益は、それぞれ似たような動きになっているようで、さらに、前者の売上高・売上総利益の動きは役員給与の動きにも

非常に近いのではないかなと思います。また、売上高・売上総利益の動きと役員給与の動きとの連動は、右上のグラフ（資本金1000万円以上5000万円未満の階級に属する法人の平均値について描写したもの）においても何となくは存在しているように見えますが、左下や右下のように資本金階級が大きくなってくると、役員給与と売上高・売上総利益との連動は認めにくくなっていく、このようにいえるのではないのでしょうか。

次の12枚目のスライドは配当とそれ以外の項目の関係を示そうとしたもので、その主たる目的は役員給与とそれ以外の項目との関係との比較を行うところにあるのですが、資本金階級が1000万円未満の法人についてのものである左上のグラフを除くと、配当の動きは税引前利益の動きと概ね連動しているといえそうです。もっとも、税引前利益が増加すれば配当も増加し、逆に税引前利益が減少すれば配当も減少するという動きがどの年度をみてもだいたい当てはまるのは、資本金10億円以上の法人についてのものである右下だけのようですが、このような差異が出てくるのは、資本金10億円ともなるとその大多数は上場企業であると考えられるのに対し、資本金1億円未満となると、近年では上場企業でありながら資本金を減らすものが増えていくとはいえ、非上場も多いと想像されますので、獲得した利益に応じて配当を支払う傾向がある法人と必ずしもそうではない法人とが混在していることに由来するのだろうと推測しているところです。

また、各数値の動きをグラフで何となく掴むだけでなく、13枚目のスライドでは、エクセルで計算した相関係数も示してみています。これらは時系列のデータですので、何らかの時系列的なトレンドが存在するために相関係数が高めに出ているということがあるのかもしれないと思っはいるのですが、同一年度内での個票データは公表されている範囲では手に入りませんので、そのような意味での限界はあるだろう

と思いつつ、一応計算してみた次第です。なお、特に客観的な根拠はないものの、相関係数が0.75より大きければ強く相関しているといえるのではないかなと思っは、その場合には数値をボールド化し、また、ここでの分析に特に関係しそうな数値同士の値については下線をつけています。

それで具体的にみていきますと、たとえば、売上総利益と売上高との間では、どの資本金階級の法人についても高い相関係数が出ています。原価率は年度が変わってもそう大きく変わらないのしょうから、これは当たり前かもしれませんが、他方で、資本金10億円以上の階級の法人については比較的lowめの相関係数となっていますから、今回の報告とは必ずしも関係しないものの、詳しくみていくと面白いのかもかもしれません。そして、最も注目される役員給与とその他の項目との相関係数ですが、資本金階級が1000万未満の法人と1000万円以上5000万円未満の法人では、いずれも非常に大きな数値となったのに対し、上場しており、所有と経営との分離が一定以上進んでいる法人が多いものと推測される資本金が5000万円以上1億円未満の階級の法人、および10億円以上の階級の法人では相関係数が小さくなっており、このような結果となったのは11枚目のスライドの4つのグラフを観察した結果と概ね整合的といえるのではないのでしょうか。また、役員給与と営業利益・税引前利益との相関係数も、資本金1000万円以上5000万円未満の階級の法人には必ずしも当てはまらないものの、概してlowめであるといえるように思っは。

では、このような役員給与に係る相関係数の傾向は何を意味しているのだろうかと考えますと、次のような解釈が一応はありえるのかなと思っはしています。すなわち、役員給与は、所有と経営の分離が進んでいない、あるいはまったく分離されていない法人が多いものと推測される資本金階級において、売上高や売上総利益と強く相関している一方で、そのような階級であっ

ても営業利益との相関は強くないということになるわけですが、このような傾向が出てくるのは、第1に、売上高・売上総利益の上昇・下降と対応するように役員給与を上げたり、下げたりすることが一般に存在するからであり、第2に、売上高・売上総利益が上昇・下降しても、営業利益を算定する際に控除される役員給与もある程度以上それに合わせて上昇・下降するから、営業利益の動きは売上高・売上総利益の動きとはやや異なったものとなり、その結果として営業利益と役員給与との相関係数は比較的低めになる、というものです。つまり、売上高が伸びると、原価率に大きな変化がなければ、売上総利益もそれに合わせて伸びてくることになるけれども、営業利益の伸びは、それを算定する際に控除される役員給与も伸びるために、売上高・売上総利益の伸びとストレートに対応したのではなくなる。そのような動きの違いが存在し、さらに、役員給与の額は営業利益の額と連動するように決められていないため、結果としても営業利益とは連動せず、相関係数も低くなる、と考えられるのではないのでしょうか。

もちろん、この解釈は現時点ではそういうことが起きているのかもしれないという以上のものではなく、その妥当性を確認・検証するためには、時系列での平均値ではなく、同一年度内での個票データを用意し、回帰分析などを行う必要があるのでしょうか、そうでないにしても、バブル崩壊やアジア通貨危機、金融恐慌などに起因する、再現性のない傾向が入り込んでしまっていないかといった点などを確認することが必要なのだらうとは思われます。しかし、そうはいうものの、11枚目のスライドのグラフを観察した結果からしても、所有と経営の分離がない法人が多そうな階級では役員給与と売上高・売上総利益とは強く相関しているが、そのような法人が少なそうな階級ではあまり相関していないということは、ほぼ間違いないというように思われますので、所得種類を転換するためだけに法人税が使われるということが恒常的に起

こっているという状況がある程度は傍証できたといえるのかなとは考えています。なお、13枚目のスライドの相関係数に関してはほかにも興味深いところはありませんが、14枚目のスライドにまとめてはおりますが、今回の報告とは必ずしも関係しませんので、スキップして15枚目のスライドに進むことにします。

15枚目のスライドでは、13枚目のスライドと異なり、配当額の代わりに従業員給与を入れたうえで、各項目間での相関係数を計算した結果を示しています。そして、従業員給与については、階級によっては売上高や売上総利益、さらには営業利益と相関しているという結果になりました。

興味深いのは、資本金10億円以上の階級では従業員給与と売上高などの相関が認められない点です。これについても推測の域を出ないものではありませんが、そのような階級の法人の多くはおそらく大企業であり、そして、労働集約的でないことが多いのではないかと推測が合理的に成り立つように思われますので、そのような原価に占める労務費の割合があまり高くないという傾向に起因して、売上高などとあまり相関しないようになっているのではないかと、他方、影響資本金1000万円以下の階級では従業員給与と売上高などの相関係数が非常に高くなっているけれども、それは規模の小さな企業ほど労働集約的であることが多いためではないか、ということが一応は考えられるのではないかと、思っています。この点、労働集約的か否かという点をもう少し表に出すべく、業種ごとに分けた分析もやってみるべきであったのかもしれませんが、ただ、いずれにしろ、従業員給与が売上高などと強く相関するというのは、原価としての色合いが強い労務費である場合に起きることであるのはまず間違いないと思われますので、そのような役員給与の動きが、所有と経営の分離が進んでいなきような法人の下で観察されたことは注目すべきことなのではないかと考えています。もちろん、その法人における役員

の活動それ自体が従業員のそれとあまり変わらず、それゆえに売上高などと相関関係が生じているということもありえると思いますが、そのような動きは、売上高が伸び、それに対応して法人利益も伸びそうなときに、後者の伸びを抑えるために役員給与を恣意的に増やした場合にも観察されるはずのものです。今後の課題として、役員が従業員の活動に近いかどうかという点も表に出した分析ができればと考えています。

5. 日本の法人税の現状

—これまでのまとめ—

本報告では、ここまで「法人税の現状」の確認を主に行ってきました。この後は何が課題であるといえるか、その解決策としてどのような方策がありえそうなのかというトピックに入っていきたいと思うのですが、その前にこれまでの内容を確認し、整理することにします（16枚目のスライド）。

さて、日本の法人税の現状についてこれまで確認や検討してきた内容を一言でまとめるなら、日本の法人税には税や社会保険料などの負担の軽減のみを動機とした、所得種類の転換などの手段として使われてしまっている側面が強く存在するのではないかということです。法人税が所得種類の転換として機能する、納税者に利用される可能性があるということそれ自体は、法人成りの問題として古くからいわれてきたことであり、目新しいものではありません。しかし、実際にどの程度、どのように行われているのかという実態はあまり解明されていないのが現状であり、そのような中で八塩先生が所得種類の転換（インカム・シフティング）の証拠を具体的に提示されたことの意義は非常に大きいといえます。そして、私としましては、その知見を踏まえつつ、法人税を全体としてみたときにおいてどの程度深刻なものであるのかといった点により突っ込んで追っていくことができないかと

考え、本報告では種々のデータを取り上げ、それらと格闘してきました。その結果、確固とした知見が得られたとはお世辞にもいい難しいですが、所有と経営が分離していない法人が多いと推測される資本金1000万円以下（未満）の階級において所得種類の転換が相当の規模で行われていると考えることは、そのことを推認させる要素が多数存在し、他方において明確に否定する材料が乏しい点も踏まえすと、ほとんど間違いがないといえるように思われます。また、そのように考えることは、八塩先生が以前ご報告された、数多くの法人の税引前当期純利益がゼロ近辺に不自然に集中していたという事実と整合的ですし、役員給与として企業所得を得ることのメリットを消し去ることで間接的に転換に歯止めをかけていたものと考えられる旧法人税法35条が廃止されたままの現状においては、法人利益から役員給与への転換を有効に防止しうる歯止めは存在していないとも考えられるからです。

この点、役員給与が恣意的に支払われ、それが損金に算入されることに日本の法人税が何ら対処していないというわけではなく、その防止のための規定は法人税法34条において設けられています。しかし、そのメインである法人税法34条1項は、金額などの決定の手続きが適正に行われていることを求めるものであり、もう一つの柱であるところの法人税法34条2項も、役員給与が適正な額であることを求めるというようなものではなく、役員給与のうち過大な部分について損金算入を認めないという限定的なものに過ぎません。所得種類の転換は、詳しくは後で触れるように、役員給与の支払いを過小にして給与所得を法人利益に変えるという形でも問題となりえるところですが、このパターンに法人税法34条2項が適用されることはないものと考えられます。

役員給与に過大部分が存在するか否かを判定するための実質的な基準は法人税法施行令において明らかにされており、そこでは類似する他

の法人でどのような金額が支払われているのかといった事情だけでなく、その法人の収益の額も参照されるようになっていきます（法人税法施行令70条1号イ）。この基準を用いた場合、転換を意図したものであっても過大でないと思われず、余地は非常に大きいように思われます。すなわち、法人の収益が大きくなった場合には、他の類似の法人が行っている程度においては、法人利益を増やさないことのみを意図して役員給与の額を増やしたとしても、損金不算入となる部分は存在しないと考えられますので、給与所得への転換の歯止めとして機能するケースはごく稀といえるでしょう。また、繰り返すようになりますが、八塩先生のご報告によれば、税引前当期純利益がゼロであるのはごく一般的なことであったということですから、他の類似の法人の下での水準が法人利益をゼロにするようなものであることも稀ではないと考えられ、この観点からしても法人税法34条2項が所得種類の転換の歯止めとして機能する余地はごくごく限定的であるといえるように思われるのです。

6. 日本の法人税の課題 - 近年の給与所得課税の影響 -

法人税を利用した所得種類の転換については、これまで役員給与等を増やし、法人利益から給与所得への転換、あるいは、個人事業主がその前提として法人成りも行って、事業所得から給与所得に転換するというパターンに主として着目してきました。しかし、給与所得として課税されることは、常に税や社会保険料の負担を軽減するわけではなく、逆に給与所得を法人利益に転換してしまった方が負担軽減になるケースもありえます。特に近年では、17枚目のスライドで挙げたように、給与所得控除が縮小されてきているだけでなく、社会保険料率も引き上げてきていますから、法人利益を給与所得に転換する旨味が減ってきているのは間違いないように思われます。また、この点に関連しては、八

塩先生のかつて広くみられた税引前当期純利益のゼロ近辺への集中が最近では解消されつつあるというご指摘もあるところです。

もっとも、法人利益から給与所得への転換ではなく逆に給与所得を法人利益へと転換する、いわば企業所得を給与として分配するのではなく、法人に利益として留保するようになる、そのような明確なシフトが起きるような状況になっているのかということ、必ずしもそうはいえないのではないと考えられます。なぜなら、パス・スルー課税の対象となっているアメリカのS法人の場合とは異なり、企業所得を給与として役員に分配せずに法人に利益として留保すると、法人の段階と個人の段階でそれぞれ課税される可能性が大いに高まってしまうからです。すなわち、損金に算入される給与を減らして法人利益を増やすことは、その時点において役員の下で給与として個人所得税を賦課される代わりに、法人の下で法人税を賦課されるということのみにとどまらず、その課税後の利益が何らかの形で個人に移ったときに法人税の負担が残ったままに個人の段階で追加的に課税されるという、いわゆる二重課税の対象となる蓋然性が大いに高まってしまう行為であるのです。そして、そのような個人の下での二段階目の課税は、株式譲渡益に対する課税のように、（国税・地方税あわせて）20パーセントといった比較的低い比例税率で行われることも多いのですけれども、第一段階の法人税の負担が残ったまま追加的にかかってくることとなりますから、両者を合わせると結局は給与として分配しておいた方が最終的な負担は軽い、このような結果になることも多いと考えられるわけです。

7. 企業所得の配分と負担割合

それでは、企業所得はどのように配分するのが最も負担は少なくなるのでしょうか。この疑問に光を当てるべく、18・19・20枚目のスライドでは、企業所得を一定の額に固定した上で、

そのうちのどれだけを役員給与として配分するのかを横軸に取り、また、縦軸には企業所得に占める租税や社会保険料の割合を取ったグラフを描画してみています。なお、租税としては個人住民税や事業税なども含めていますし、社会保険料には雇用者負担分なども含めています。さらに、地方税などの負担は地域によって若干異なりますので、特に深い意味はありませんが、税率等は岡山市や岡山県のものを使っています。

まず18枚目のスライドのグラフですが、これは企業所得が800万円という場合において、それを役員給与として分配するか、法人の利益として留保するかという配分に直面したと仮定して、その1回限りのときの最終的な負担割合を示したものとなります。より具体的には、役員給与への配分をゼロとすると、負担割合は概ね28.23パーセントとなりますが、100万円を少し上回るぐらいに増やすと、負担の割合は一番低い状態になり、それ以上に役員給与への配分を増やしていくと、負担の割合は上がり続けることとなります。そして、もし800万円全額を役員給与に配分したとすると、負担の割合は38.99パーセントに達するということとなります。これだけを見ると、役員給与への配分は100万円を少し上回るぐらいの低い水準として、留保する配分を大きくした方が負担を抑えることになるようにも思われるところです。19枚目のスライドは、同じ仮定について、企業所得が4500万円であったとしてグラフを描画しなしています。負担割合が一番低くなるのは役員給与への配分が300万円かそこらの場合ですが、1600万円ぐらいまでは役員給与への配分をゼロにした場合の負担の割合を超えることはないので、年金などの社会保険給付が増えることも考えると、役員給与の配分は1600万円ぐらいとするのが最もお得といえるのかもしれない。とはいえ、それでも企業所得の半分にも達しないということになります。

しかし、既に述べたところですが、18・19枚目のスライドで着目した給与分配と利益留保と

の間の選択にのみ着目するのは、負担割合の分析として十分とはいえません。企業所得を法人に利益として留保した後、そのままずっと法人にとどめておくわけにはいきませんし、それを法人の段階で再投資するとしても、いずれは個人の下に移さないといけないわけですが、その際には個人段階での課税が生じるのが原則ですので、その分の負担も加味しなければ、本当の意味での正しい配分の選択はできないはずである、このように考えられるわけです。そこで、20枚目のスライドでは、留保した直後に法人の株式を他に譲渡し、留保した法人利益を株式譲渡益として回収したと仮定した場合に生じる負担も加えてグラフを描画しています。なお、留保した直後に株式を譲渡するというのは現実味に欠けるところがあるのは確かであると思いますが、留保した利益をどのタイミングで、どのようなやり方で個人への移転を行うのかは、それこそ無数の可能性があり、どれが現実的であるのかは容易に決め難いところです。他方、直後に株式譲渡したとすると計算が簡単に済むということがあり、二段階目の租税負担を組み込んだ分析をまずは示すのが重要だろうと考え、採用しています。

20枚目のスライドの上段・下段はそれぞれ企業所得が800万円と4500万円であった場合のグラフであり、具体的には、企業所得のうち法人利益として留保された額があると、その額に対する法人税の負担だけでなく、課税後利益の分だけ上昇した株価に係る株式譲渡課税の負担も生じたとして負担割合の計算を行い、描画しています。まず注目されるのは、上段・下段のいずれについても、企業所得の全部を留保利益に配分し、役員給与への配分をゼロとした場合には、全部を役員給与に配分した場合よりも負担割合が高くなっていることでしょう。近年では法人税の税率が随分と引き下げられ、その一方で給与に係る租税や社会保険料の負担は随分と重くなっているわけですが、そうであっても、企業所得のすべてが二段階課税の対象となって

しまうと、その負担は重くなった給与に係る負担を超えてしまうということです。そのため、企業所得の相当部分は役員給与に配分した方が負担割合は結局のところ下がることになる。企業所得800万円の上段についていえば、470万円ぐらひは必要ですし、企業所得4500万円の下段についていえば、3600万円近くは役員給与に配分しなければ最小の負担割合は達成できないわけです。

このように、給与に係る負担が近年になって随分と重くなったとはいうものの、給与から法人利益にシフトさせることで負担割合を下げられる余地はさほど大きくないといえます。その理由は、繰り返しになりますが、21枚目のスライドでも書いているように、法人利益としてしまうと二段階課税が避けがたいからです。配当金として受け取れば配当所得として課税されますし、株式を他に売却して回収すれば株式譲渡所得として課税されます。やや細かいですが、アメリカのように相続があっても株式譲渡所得の課税が維持されることも重要でしょう。他方、株主が債権者となって利子の形で回収したとすると、その部分は法人の下で債務が発生した、あるいは、支払われた時点でその額が損金に算入されますから、その限りで法人税の負担はなくなります。個人の下での課税は累進税率による総合課税となると考えられます。この個人所得課税は、税率については給与課税と同じですけれども、ここでは給与所得控除に相当するものがないため、最初から役員給与に配分していた場合と比較して、負担は相対的に重くなってしまふように思われるところです。

要するに、日本では、法人利益に対する二段階課税がかなり強固に保たれているため、意図されたものであるかはともかく、一方において法人税が引き下げられ、他方において給与に係る負担が増加し続けているにもかかわらず、給与から法人利益へのシフティングは阻害され、重大な問題ならず済んでいる。このように考えることはできるのではないのでしょうか。

8. 今後の法人税率および法人税の課題

しかし、役員給与から法人利益へのシフティング、あるいは転換の余地がそこまで大きくないという状況は、現時点での法人税の負担や給与に係る負担のあり方に依存したものに過ぎません。もし仮に法人税の税率がさらに引き下げられることがあるとすると、給与からのシフティングあるいは転換を通じて負担軽減を図る余地は随分と大きくなるものと考えられます。すなわち、22枚目のスライドでは、OECD加盟国の法人税率のグラフを挙げており、これによると、日本の法人税率は国税単体でみれば加盟国平均と大きく変わらないのですが、地方税をも加味した税率は加盟国平均を大きく上回っている。この後者の観点を踏まえると、法人税率の更なる引下げも十分にありうるように思われるわけです。

そのような引き下げが仮に実施されたとすると、シフティングあるいは転換はどうなるのか。そこで、地方税も加味した場合でもOECD加盟国平均となるように法人税率の引き下げがあったと仮定して20枚目のスライドの下段のグラフを書き直したのが、23枚目のスライドの下段のグラフとなります。上段のグラフは、比較のために、20枚目のスライドの下段のグラフをそのまま挙げています。これによると、企業所得4500万円の全額が給与となっていたところがスタート地点であるとして、負担割合が最も下がるような法人利益へのシフティングあるいは転換は、元々は900万円程度であったところから3200万円にも達し、役員給与への配分は1300万円程度まで減っています。また、そのようなシフティングあるいは転換による負担軽減も2パーセント程度から、4パーセント程度に拡大します。このような事態は、日本の法人税の現状について、シフティングあるいは所得種類の転換が広く実行されているという推測が成り立

つように思えることも踏まえると、結構深刻な問題であるというべきなのではないでしょうか。

24・25・26枚目のスライドでは、そのような問題についてどのような方針で対処がなされるべきだろうかという問いも含め、日本の法人税が将来進むべき道がどのようなものであるかを考えてみました。まず、この報告で最初に取り上げた、法人税収の大半がごく少数の法人に由来していることについてですが、このこと自体は特に問題ではないと考えるべきかもしれません。むしろ、今後とも法人税の税率の引下げが進み、個人所得税との税率格差がさらに広がる蓋然性があることからすれば、ごく少数の、所有と経営との分離が進んでいるような法人だけが法人税の対象となることこそ、個人所得税の攪乱が抑えられて、かえって好ましいとも思われるからです。また、低い法人税率は、配当や株式譲渡所得に対する低い比例税率による重畳的な課税と組み合わされてこそ正当化されるもののようにも思われますが、そのような少数の法人については配当性向が高く、重畳的な課税の早期かつほぼ確実な実施によって正当化の前提が満たされているといい易いということも指摘できそうです。

他方、所有と経営の分離のない大多数の法人であっても低い税率の法人税がそのまま適用されるとすれば、それには問題が非常に多いように思われます。この点、かつては法人税の税率が相対的に高かったため、シフティングや転換は法人利益から給与の方向で試みられるのが一般的であり、その結果として、法人税の税収を生み出さない法人が非常に数多く存在していたのだといえそうですが、今後は法人税の税率の低下に伴ってシフティングや転換の方向が逆となり、法人税の税収を生み出す法人が増えていくのだとも考えられます。しかし、そのような法人税の税収は個人所得税が攪乱された結果のものといえますから、そのような法人税の税収がなるべく生じないよう、シフティングや転換を防止することこそが実は重要なのではないで

しょうか。そして、所有と経営の分離のない大多数の法人も法人税の対象にし続けるという前提で、その目的を達成しようとするれば、結局のところ、給与分配や利益留保などの中での企業所得の配分が負担軽減のみを目的に決められないようにする、あるいは、決められている場合には再配分を要求するといったことは避けられないでしょう。問題はそのような恣意的でない、合理的な配分のポリシーは本当に強制できるのか、あるいはそもそも見いだすことができるのかということです。

25枚目のスライドでは、アメリカのS法人における課税の取組みを簡単に紹介しています。S法人は、いわゆるパス・スルー課税を受ける法人ですが、S法人がその株主に支払う給与の額が過少なものであった場合には、適切な、合理的な給与を払ったとして課税関係を引き直すということが行われているようです。なぜそのような引き直しが行われるのかといえば、株主がS法人から受け取る給与には社会保障税が賦課されるのに対し、S法人から株主に配賦される利益には社会保障税は賦課されないという相違があるためです。すなわち、S法人からの給与をS法人の利益にシフティングする、あるいは、転換することによって社会保障税の回避が可能であり、それに対するカウンターとして、適正な給与の額が支払われたものとする課税が行われてきたのだということができそうです。

問題は合理的な給与の額をどのように見いだすのかということですが、Robert C. Walthall氏がまとめているところによると、①株主への給与と売上高や営業利益などとの比率が不適切なものとなっていないか、②株主への給与と別の法人がよく似た役務に対して支払っている給与とを比較して不適切なものとなっていないか、③株主への給与と利益の分配とを比較して不適切なものとなっていないか、という3点が主に問題とされるようです⁹。また、①および②については、アメリカではその検討のためのデー

タへのアクセスが比較的容易になっているようです。

S法人について行われているこのような判断を日本の法人税においても行うようにするというのは、①および②の判断をするためのデータへのアクセスをどのように確保するのかという点をひとまず措くとすれば、十分にありうることのようにみえます。しかし、③において株主への給与と比較される対象が、その株主への分配額であること、すなわち、その株主が分配の有無にかかわらず課税を受けることになるS法人の利益でないことには、気を付ける必要があります。すなわち、少なくともこの判断方法によると、S法人が利益を分配せず、専ら留保した場合には、株主への給与の不足額が認定されることはないようですから、日本の法人税で主に問題となりそうな給与分配と利益留保との間での適正な配分を見いだすための手掛かりがここにあるのかということについては消極的な評価を下さざるを得ないというようにも思われます。

S法人に係る適正な給与の判定において現に分配された利益が参照される理由は、これまで調べた限りではよくわかっていません。もっとも、S法人の利益は留保された場合でも株主に配賦され、課税されるのだといっても、株主が現に手にしているわけではなく、その株主が真に手にしたとはやはりいい難い。それゆえ、現に受け取ったはずの給与を認定する際に参照されるのは、分配され株主が現に手にした利益でなければならない。このように考えられているのかもしれないとは思っております。

そうすると、やはり一番よいのは、26枚目のスライドで書いたように、シフティングあるいは転換原因を直接に除去するという方法なので

はないでしょうか。シフティングや転換が起こるのはなぜか、なぜ人はシフティングや転換を起こそうとするのかということを考えると、それは要するに、事業利益の稼得、給与の分配、利益の留保・分配などの間に、経済実質的な差異がないにもかかわらず、場合によってはそれらの間の課税上の取扱いに相違が存在しているから、ということになるからです。

具体的には、シフティングや転換を行なおうとする法人、おそらくそれは、所有と経営が分離されていない法人ということになると考えられますが、そのような法人は法人税の課税対象から外すこととし、それと同時に、何らかのパス・スルー課税の仕組みの対象とするということが考えられます。また、このような発想は、近年の個人所得税の中で言われている所得計算上の控除から所得控除の方向性とも、ある種合致するだろうと思われれます。すなわち、給与所得控除のように、給与の部分については取り扱いが違うので、それを考慮しましょうというようなところから、それを減らして行って、今年の改正でも変わりましたが、基礎控除を増やすというようなところへ変わってきました。それは、結局、利益や所得の額を計算する段階では、全て、取り扱いを一緒にして、その後に利益の額や所得額に応じて、適切な税負担をする、個々の状況にあわせようとするものといえると思いますが、それと近い状況ともいえるのだらうと思います。つまり、どのように利益を得たとしても、結局、その個人の段階での所得の計算上はあまり変わらずに、その後に、どれぐらい所得を得ているか、どういう状況にあるかということによって税負担を変えようというところに接近させるものという風にパス・スルー課税は評価できるようにも思われるわけです。

⁹ Robert C. Walthall, S Corporation Pigs (and Hogs) Get Slaughtered: The New Era of IRS Attacks on Unreasonable Compensation, 14 J. Passthrough Entities 45 (2011).

ただ、このやり方にも課題はもちろんありまして、パス・スルー課税ということになると、法人やそれ以外の事業体の下で生じた利益だけではなく、損失も同様に個人所得税の方に伝達される（パス・スルーされる）のが原則ということになります。そうしますと、法人の下で欠損金として単に繰り越されている多額の損失が、個人所得税の下で株主自身の損失として扱われることとなり、給与所得やその他の種類の所得と通算されることになると考えられます。パス・スルー課税を適用するとすると、法人税が適用されていることによって個人所得税から遮断されている損失が個人所得税の方に一気に流れ込んでしまい、課税の公平が害されてしまうかもしれないわけです。

もちろん、パス・スルー課税の制度を設計する際に、現状、法人税によって行われている損失の遮断を組み込んでしまう、すなわち、法人の利益だけしか株主にパス・スルーせずに、損失は株主に全くパス・スルーしないという風に制度を設計することはできるでしょうし、実際、現状の組合課税の規制はそれに近いものとなっています。たとえば、租税特別措置法41条4の2は、組合を通じて不動産所得を稼いだ場合についての規制ですが、この規定によると、組合の下で不動産の運用によって生じた損失については損益通算が全く認められない、しかも繰り越さえ認めないという非常に厳しい規制となっています。他方、有限責任事業組合の下で生じた損失については損益通算が一切できないということはないものの、組合員が現に出資した金額までしか損失として把握できないものとされており、その額を超えた部分は切り捨てられ、繰り越すこともできないとされています（租税特別措置法27条の2）。

このような非常に厳しい規制が設けられてし

まっているのは、組合を通じた個人の投資活動を非常に怪しいもの、その目的は税負担を軽減するためとしか考え難い、こういった発想が背後にあるのだらうとは思われるところで、要するに、そういう活動は抑圧する、行われないうようにしてしまおうというのが立法の意図なのでしょう。しかし、所有と経営が分離していない法人について、それらを法人税の課税対象から外し、パス・スルー課税の対象とする、こうすることで適正な課税結果を目指していこうとすれば、このような抑圧的な対策は納税者の支持を得ることはできないでしょうし、その点を措くとしても適切であるとは考えにくいところです。そうしますと、何か別の、より合理的な規制を考えなければならないわけですが、先行研究も数多く存在しますから¹⁰、この文脈での適切な規制というのが結局どのようなものなのか、それを明らかにすることを今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

またこれも、昔からずっと言われているところで、多くの研究があるところではありますが、出資や分配に関するルールを、どのように整備していくのかという問題が残っています。さらにこれだけではないですが、特に組合等の場合については、利益を分配しなかったとしても課税するということがありますので、そのような税負担を、どのように構成員に割り付けていくのかといったような問題もあります。それについてのルールは、アメリカにおいては、内国歳入法典サブチャプターKにおいて、非常に詳しく整備されていますが、大変に複雑なものになっているところがあります。その一方で、先ほどのS法人のように、こちらについては、比較的簡素なルールになっていますが、但し、持ち分の権利が、全て同じでなければいけないといったような強い規制がかかっているものも

¹⁰ たとえば、高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』（清文社、2008年）第2章参照。

あります。いずれをモデルとすべきなのかというようところが問題となってくるところかと思われま

す。このようなことに関しては、アメリカでもいろいろ研究があるのですが、一方で、簡素なルールをメインとしておくべきという論者もありますし、Kの方の複雑なルールをベースにしておいてやるべきだという論者もあって、あまり意見の一致は見えていないところがあります。そのあたりのところも踏まえて、今後、法人税の税率がさらに下がっていくときの対策として、どのようなものがふさわしいのかを考えていけたらいいかと思っています。

最後の27枚目のスライドは、サブタイトルに【オマケ】と銘打ってありますが、そのココロは、これがこれhパス・スルー課税それ自体の位置付けに関するトピックであって、法人税の話とは必ずしも関係しないものであるからです。もっともそんなに難しい話ではなく、ごく簡単にいえば、パス・スルー課税は複数の個人が共同で事業などを営む場合の課税方法として理論上最も正しいはずのものではあるが、それを具体的に実施していこうとすると原理的な難しさに直面せざるをえないという話です。すなわち、構成員が利益分配ではなく、利益留保を選択していると、結局のところ、その当期の利益はもう留保するというつもりで当事者は考えているので、それぞれが一体幾ら得ようとしていたのかという、その具体的なところは、厳密にはどうしてもわからないということになります。結局、客観的にわかるのは、将来の分配だけなので、実際に分配されていないものを分配された

ものとして課税しようとするには、実は原理的な困難さがあるのだという話になります。

一方で、そのような事業体、つまり所得というものは、やはりその個人のものだけだと考えていくとすると、事業体自身の利益として課税するというのは、ある種邪道というか本筋からは離れているので、パス・スルー課税が正しいということなのだけれども、実は、それはそれで無理がある、実際に分配されていない限りその人のものというべき額というものは観測し難く、結局納税者の申請を参考にするのであれば、そこには税負担の軽減のみを目的とした分配が混ざってくることは避けがたいのです¹¹。そのような税負担軽減のみを目的とした分配をどのように排除していくのかということが、サブチャプターK等では、いろいろ問題となっているわけですが、それを細かく、いろいろなニーズに合わせるようにすると、どうしても複雑になってしまいます。そういうジレンマがあるということになります。そのようなところを、うまく解決しなければならないのですが、このあたりにつきましては、先ほどご紹介いただきましたようにアメリカの方に行ってみますので、詳しく研究してきたいと思っていますところ

です。以上、非常に雑駁な報告となってしまい、このシリーズのトリとして甚だ不足であったと反省はしておりますが、今後の研究によって精度を高めていくつもりでありますので、今日のところはご宥恕いただけますと幸いです。どうもありがとうございました。

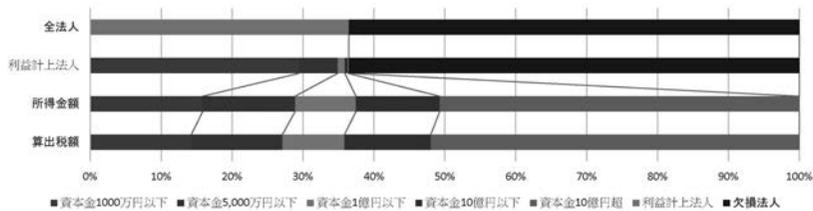
¹¹ 例えば、see George K. Yin, The Future Taxation of Private Business Firms, 4 Fla. Tax Rev. 141, 154-155 (1999).

法人税の現状と課題

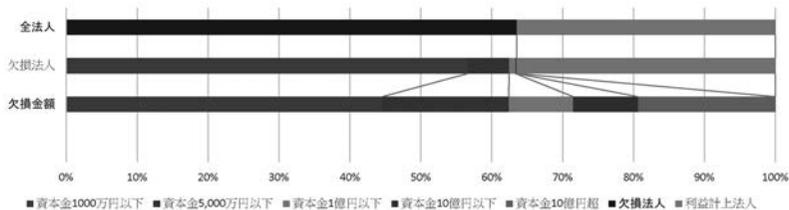
小塚真啓(岡山大学)

日本の法人税の概観(1)

法人数・所得金額・算出税額(平成28年度)

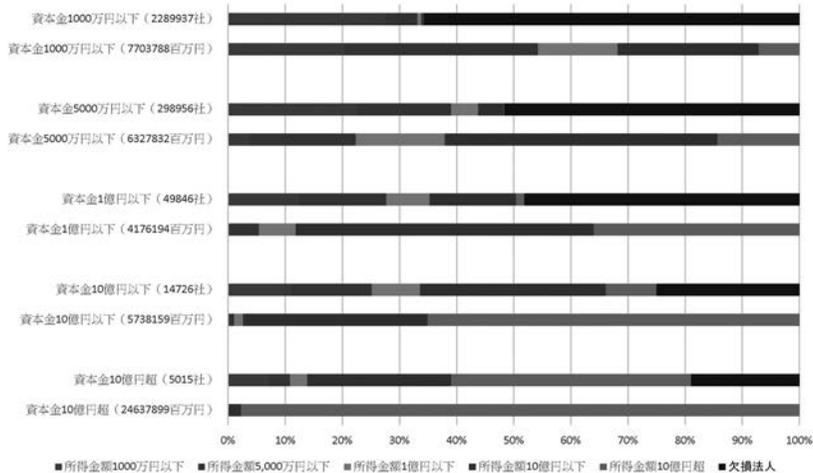


法人数・欠損金額(平成28年度)



日本の法人税の概観(2)

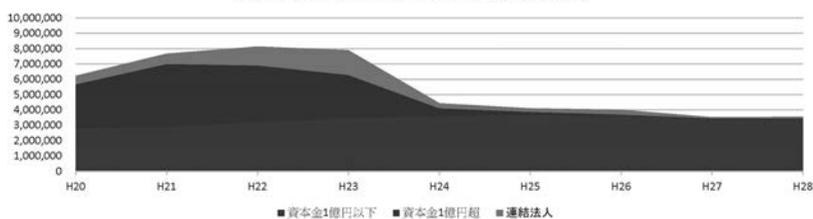
法人数・所得金額構成比(平成28年度)



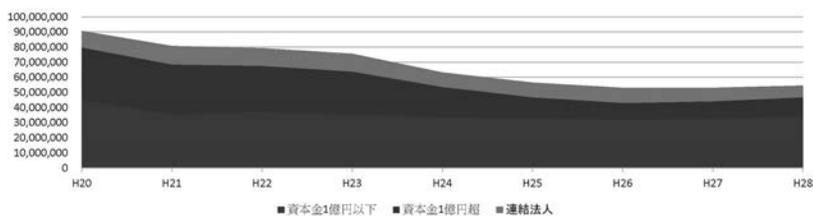
2

欠損金繰越控除の推移(1)

欠損法人の繰越欠損金控除額(百万円)

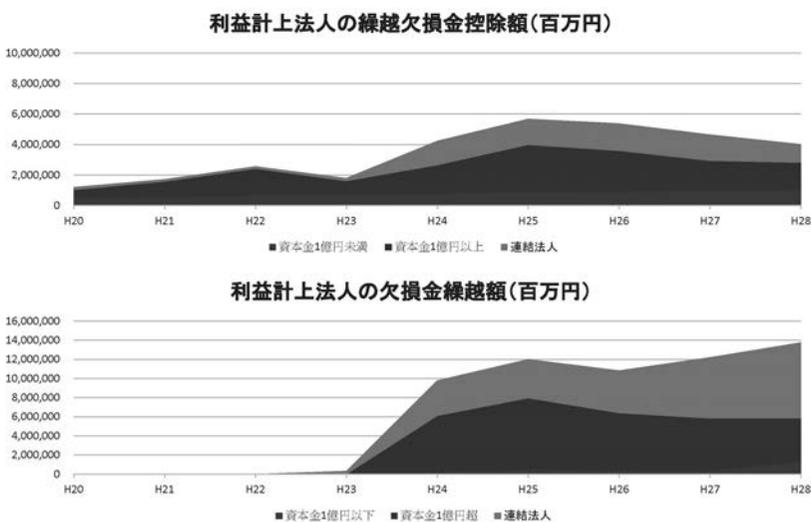


欠損法人の欠損金繰越額(百万円)



3

欠損金繰越控除の推移(2)



4

日本の法人税の概観(3)

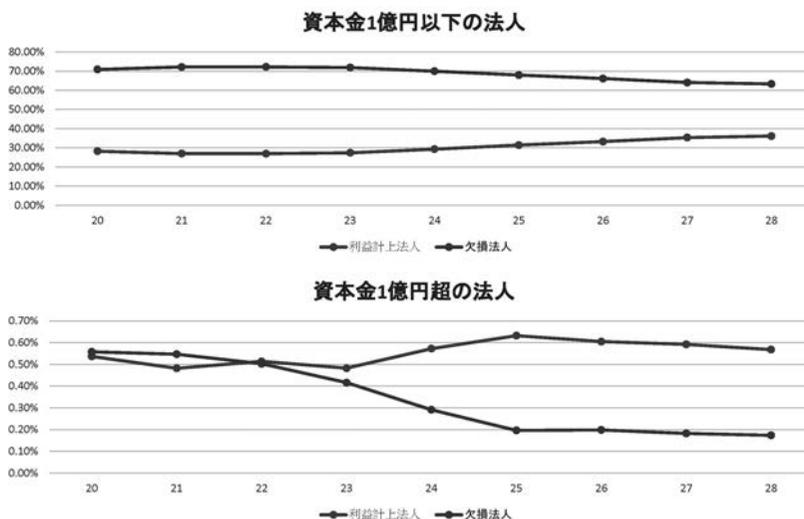
- 欠損法人の大部分は資本金1000万円以下
 - 他の資本金階級と比較して欠損法人の割合が高い(欠損法人数は利益計上法人数の約2倍)
 - 欠損金額の構成比も非常に高い(約42パーセント)
- 欠損法人による欠損金控除は縮小
 - 平成24年4月1日～:80%(平成23年12月改正)
 - 平成27年4月1日～:65%(平成26年度改正)
 - 平成29年4月1日～:50%(平成26年度改正)
 - もっとも、平成27年度データに目立った変化なし
 - (繰越可能な)欠損金自体が減少し始めた?

5

- 全法人の約1割で課税所得の8割強を稼得
 - 残りの大半も少数の資本金1000万円以下が稼得
 - 欠損法人割合が6割強(但し、減少傾向)
 - 欠損金を単に繰り越す為だけの申告が大多数？
- 所得種類転換を目的とした法人成りの影響？
 - 役員給与相当額の企業所得には法人税は課されず、個人段階では給与所得として課税される
 - 概算経費控除と担税力に配慮する控除を獲得
 - 旧法税35条の導入根拠(平成22年度改正で廃止)
- 個人所得税の攪乱要因としての法人税？

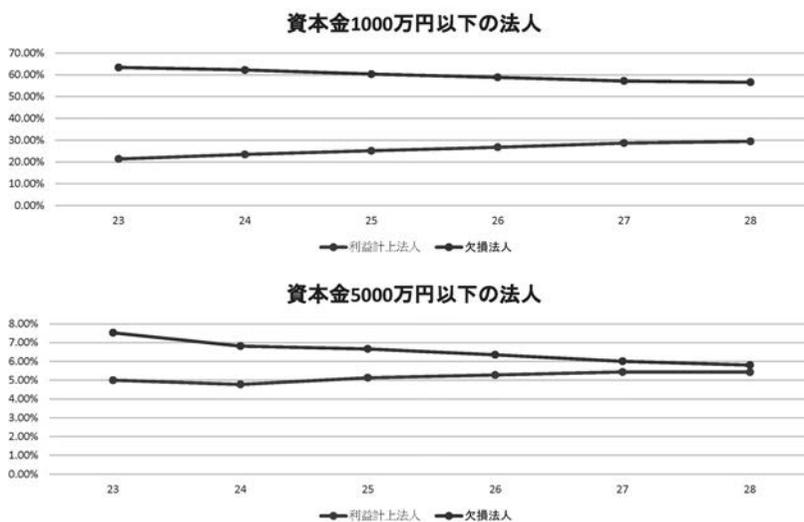
6

欠損法人割合の推移(1)



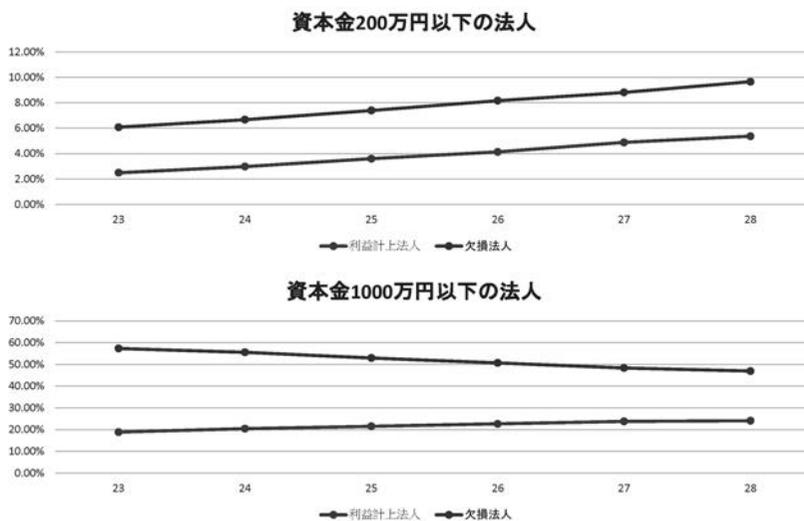
7

欠損法人割合の推移(2)



8

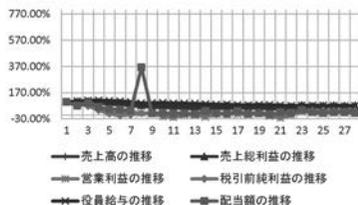
欠損法人割合の推移(3)



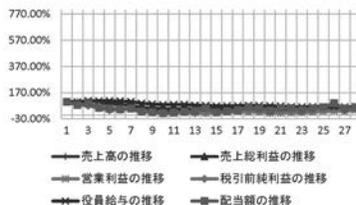
9

役員給与等の推移

資本金1000万円未満



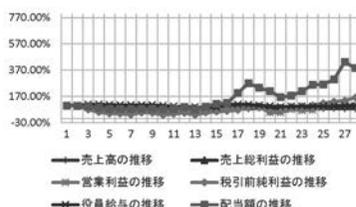
資本金5000万円未満



資本金1億円未満



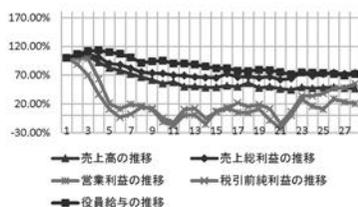
資本金10億円以上



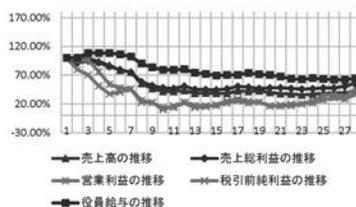
10

役員給与の推移

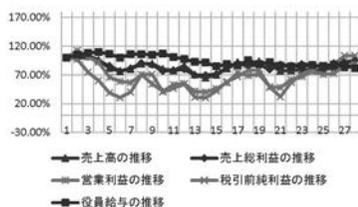
資本金1000万円未満



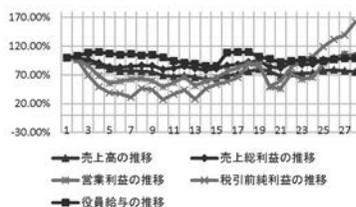
資本金5000万円未満



資本金1億円未満



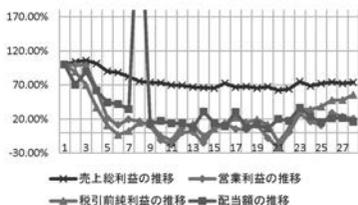
資本金10億円以上



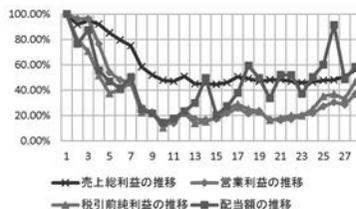
11

配当の推移

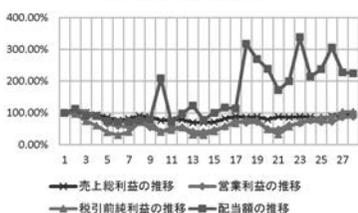
資本金1000万円未満



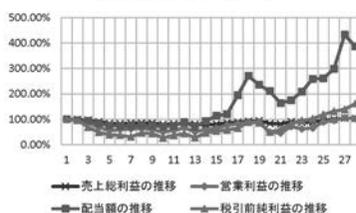
資本金5000万円未満



資本金1億円未満



資本金10億円以上



12

役員給与等の相関係数(1)

資本金1000万円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	税引前利益	役員給与	配当額
売上高	1.00					
売上総利益	0.96	1.00				
営業利益	0.83	0.89	1.00			
税引前利益	0.54	0.64	0.89	1.00		
役員給与	0.87	0.81	0.52	0.14	1.00	
配当額	0.37	0.31	0.30	0.18	0.29	1.00

資本金5000万円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	税引前利益	役員給与	配当額
売上高	1.00					
売上総利益	0.99	1.00				
営業利益	0.94	0.96	1.00			
税引前利益	0.84	0.87	0.95	1.00		
役員給与	0.92	0.89	0.76	0.60	1.00	
配当額	0.52	0.56	0.70	0.78	0.22	1.00

資本金1億円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	税引前利益	役員給与	配当額
売上高	1.00					
売上総利益	0.82	1.00				
営業利益	0.80	0.89	1.00			
税引前利益	0.60	0.75	0.80	1.00		
役員給与	0.45	0.17	0.17	-0.18	1.00	
配当額	-0.05	0.13	0.06	0.42	-0.58	1.00

資本金10億円以上

	売上高	売上総利益	営業利益	税引前利益	役員給与	配当額
売上高	1.00					
売上総利益	0.65	1.00				
営業利益	0.55	0.93	1.00			
税引前利益	0.41	0.89	0.91	1.00		
役員給与	0.52	0.26	0.25	0.19	1.00	
配当額	-0.02	0.66	0.61	0.81	-0.08	1.00

13

役員給与等の推移のまとめ

- 役員給与と売上高・売上総利益
 - 1000万円未満、5000万円未満では相関あり
 - 1億円未満、10億円以上では相関なし
 - 1億円未満でも同族会社の割合は高いけれども
- 営業利益と税引前利益
 - 全ての階級で相関(当たり前?)
 - 売上総利益と税引前利益でも相関ありそう
- 配当と税引前利益
 - 10億円以上で相関。1000万円未満では相関なし
 - 5000万円未満でも相関がみられる
 - 最低資本金の規制の撤廃等の影響?

14

役員給与等の相関係数(2)

資本金1000万円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	役員給与	税引前利益	従業員給与
売上高	1					
売上総利益	0.96	1.00				
営業利益	0.83	0.89	1.00			
役員給与	0.87	0.81	0.52	1.00		
税引前利益	0.54	0.64	0.89	0.14	1.00	
従業員給与	0.98	0.98	0.86	0.83	0.60	1.00

資本金1億円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	役員給与	税引前利益	従業員給与
売上高	1.00					
売上総利益	0.82	1.00				
営業利益	0.80	0.89	1.00			
役員給与	0.45	0.17	0.17	1.00		
税引前利益	0.60	0.75	0.80	-0.18	1.00	
従業員給与	0.69	0.78	0.85	0.45	0.44	1.00

資本金5000万円未満

	売上高	売上総利益	営業利益	役員給与	税引前利益	従業員給与
売上高	1.00					
売上総利益	0.99	1.00				
営業利益	0.94	0.96	1.00			
役員給与	0.92	0.89	0.76	1.00		
税引前利益	0.84	0.87	0.95	0.60	1.00	
従業員給与	-0.44	-0.50	-0.58	-0.14	-0.63	1.00

資本金10億円以上

	売上高	売上総利益	営業利益	役員給与	税引前利益	従業員給与
売上高	1.00					
売上総利益	0.65	1.00				
営業利益	0.55	0.93	1.00			
役員給与	0.52	0.26	0.25	1.00		
税引前利益	0.41	0.89	0.91	0.19	1.00	
従業員給与	0.46	-0.08	-0.07	0.48	-0.34	1.00

15

- 特定の資本金階級への集中は認めがたい
 - ほぼ全ての階級で欠損法人割合は減少傾向
 - 資本金200万円以下で利益計上・欠損法人共に増加傾向は、新規設立が多いためか？
- 資本金1000万円以下の多数実行は推認
 - 約9割の法人が資本金1000万円以下の階級
 - 八塩(2018)は、税引前当期純利益のゼロ近辺への不自然な集中を報告
 - 法税34条2項の過大性判定は、収益の大きさを勘案して行われるため、この試みを阻害しない

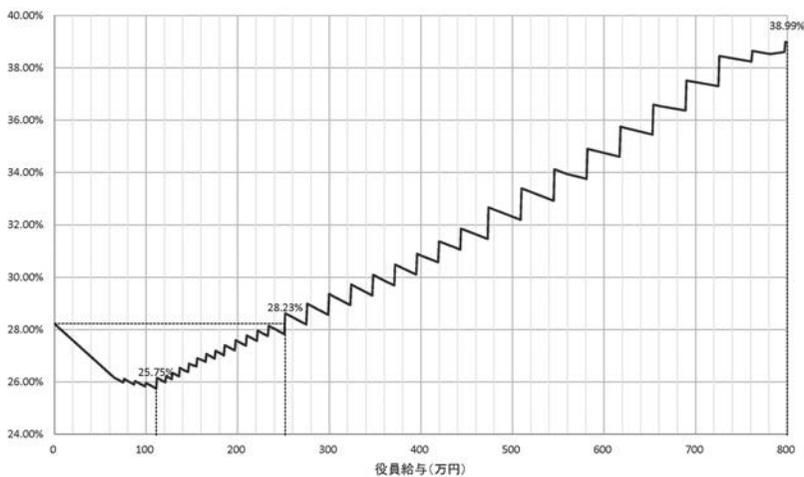
16

- 給与所得控除縮小・社会保険料率引上げ
 - 八塩(2018)は、1997年段階では給与が有利、2015年では相当に不利になっている、と報告
 - また、税引前当期純利益がゼロ付近への集中も減少した、と報告
- 給与分配から利益留保への明確なシフト？
 - アメリカのS法人などと異なり、利益留保は二段階課税の可能性を(大いに)高める
 - 株式譲渡所得として回収する場合でも、課税後利益相当額の20パーセント超の税額が生じる

17

企業所得の配分と負担割合(1)

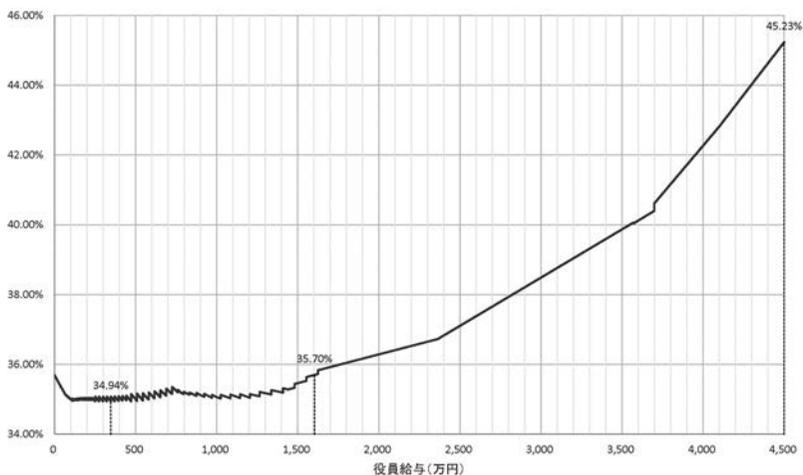
企業所得が800万円のケース



18

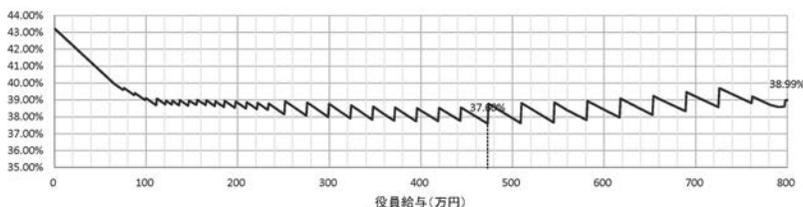
企業所得の配分と負担割合(2)

企業所得が4500万円のケース

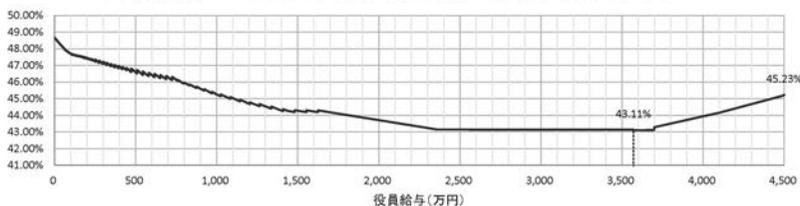


19

企業所得800万円で、留保利益を株式譲渡で回収するケース



企業所得4500万円で、留保利益を株式譲渡で回収するケース



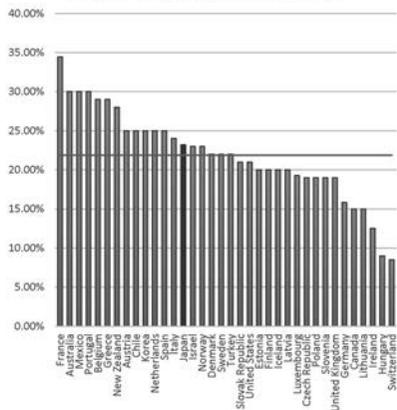
20

- 法人利益への二段階課税が阻害(抑止?)
 - 配当課税(総合課税)や、株式譲渡所得課税(分離課税)を避けられない
 - 支払利子による“分配”も、同族会社の株主を債権者とするものには分離課税が排除
 - アメリカのように相続を契機に資産の取得価額が時価ステップアップしてしまうこともない
- 現状の税率等が前提
 - 法人税率引下げがさらに行われたら...?

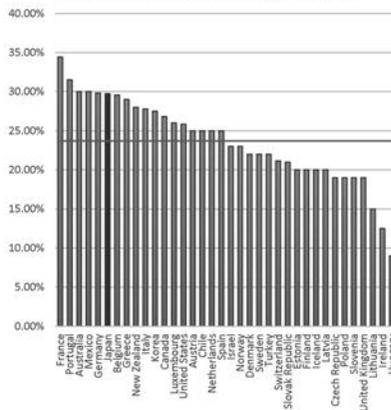
21

各国の法人税率

OECD加盟国の法人税率(国税)(2018年)

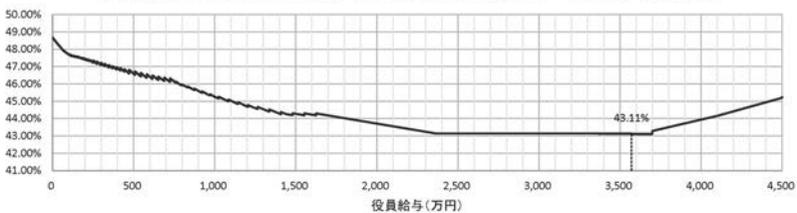


OECD加盟国の法人税率(国・地方税)(2018年)

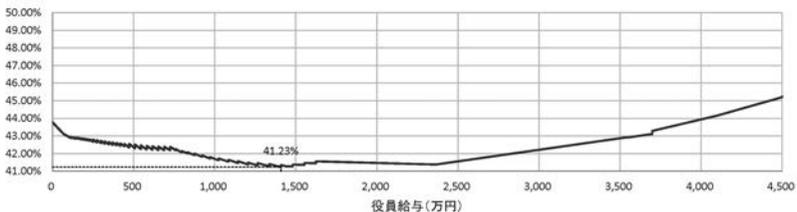


OECD平均への法人税率引下げ?

企業所得4500万円で、留保利益を株式譲渡で回収するケース(引下げ(仮)前)



企業所得4500万円で、留保利益を株式譲渡で回収するケース(引下げ(仮)後)



- インカム・シフティングの原因の除去
 - 事業利益の稼得、給与の分配、利益の留保・分配などの間に経済実質的な差異が存在しない
 - にもかかわらず、課税等において取扱いが異なっているためにシフティングが問題となる
 - そうした法人は対象外とした上で、パス・スルー課税を適用できないか？
 - 所得計算上の控除から所得控除という方向性とも合致
- 課題
 - 法人(事業体)の利益だけでなく、損失も同様に個人所得税に直接伝達される
 - 措特27条の2、41条の4の2による規制の不合理性
 - 出資や分配に関するルールをどのように整備？
 - モデルとすべきは、(アメリカなら)Sか？それともKか？

26

- 所得の原義や課税の効果からの推論
 - 法人のような事業体ではなく、その活動の果実を得る個人に対する課税を行なうべき
 - 事業体の下で生じた利益・損失は、支払給与や支払利子と同様に個人の下で課税すべき
- パス・スルー課税に纏わる原理的な困難
 - 構成員sが利益分配ではなく利益留保を選択した場合、当期利益が経済的にどう帰属するのかは厳密にはわからない(客観的に確認できるのは将来の分配のみ)
 - 契約内容は租税負担の軽減のみを目的としているかも
- 源泉徴収的な法人課税？(インピュテーション等)
 - 株式譲渡所得課税で一時的な二段階課税
 - みなし分配による取得価額ステップアップによる対処は、パス・スルー課税と同様の原理的な困難性を抱える

27